秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年2月19日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条中「平成24年度及び平成25年度」を「平成26年度及び平成27年度」 に改める。

第9条中「平成24年度及び平成25年度」を「平成26年度及び平成27年度」 に改める。

第10条中「55万円」を「57万円」に改める。

第14条第1項第2号中「(当該世帯主を除く。)」を削り、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附則に次の3条を加える。

(平成26年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第23条 平成26年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の 規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるの は、「第14条若しくは第15条又は附則第24条若しくは附則第25条」と する。

(平成26年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第24条 平成26年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号まで及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成26年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

- 第25条 平成26年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について 第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の 7」とあるのは、「20分の17」とする。
- 2 前項の規定は、平成26年度における所得の少ない者に係る保険料の減額 について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用 しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、 平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。